

新たな災害時要援護者安否確認の仕組みについて

大地震が発生した際に自力で避難することが困難な災害時要援護者については、平成 19 年度から、希望に応じ災害時要援護者名簿に登録していただき、この名簿を民生・児童委員、防災会等に提供し、発災時の安否確認や避難支援等に活用することとしている。

しかしながら、民生・児童委員一人あたりが担う災害時要援護者数が多く、負担が大きいか、防災会においては、個人情報に関する負担や、防災会会員の固定化・高齢化による人材不足等により、名簿を受領する組織がなかなか増えていない状況であり、発災時に十分に対応できないことが懸念される。

そこで、災害時における安否確認を确实・迅速に行うため、以下のとおり新たな安否確認の仕組みを構築する。

1 新たな仕組み(案)について

(1) 概要

区民、事業者、民間団体等の様々な災害時要援護者支援の担い手が、避難拠点に集結し、分担して、あらかじめ避難拠点に配備する災害時要援護者名簿に登録された災害時要援護者宅を訪問し、安否確認を実施する。

(2) 参集が想定される安否確認支援者

民生・児童委員、防災会会員、ボランティア(事前登録者、協力可能な避難者)、事業者等。

練馬区避難拠点要員(区職員)のうち 1 名をリーダー(とりまとめ役)とする。

(3) 参集基準等

練馬区内で震度 5 弱以上の地震が発生した場合、安否確認支援者は指定された避難拠点に参集する。

ただし、既に安否確認の仕組みが確立している防災会は、拠点に参集せずに直接安否確認を実施してもよいこととする。その場合、平常時に関係者間でその旨を確認しておくことと、発災時には安否確認活動を開始した旨および確認結果等を拠点に連絡する。

(4) 安否確認の手順

参集した安否確認支援者の受付を行い、実施のためのチームを編成する。

二人一組で、リーダーから割り振られた名簿と地図を用いて安否確認を行う。

確認ができない場合、その他必要な場合は、連絡先(避難拠点等)を記載したカ

ードを置く。

割り振られた名簿の安否確認がひと通り終了したら、拠点に戻りリーダーに報告する。

救出・救護等の必要が生じた場合は、周りの協力を求めたり、拠点に連絡するなどにより支援要請を行う。

すべての安否確認が終了した場合、または災害対策本部から報告要請があった場合、結果を、避難拠点の無線等を用いて災害対策本部に報告する。

～ の繰り返し